

6

資料読解問題

出題パターン 下の文は、先生と美香さんと満男さんが、女性を取り巻く労働環境の変化と課題について会話した内容の一部である。会話文を読み、各問に答えよ。



1986年の男女雇用機会均等法の施行以降、女性を取り巻く労働環境は様々に変化してきました。資料をもとに、女性を取り巻く労働環境の変化と課題について考えましょう。



資料Ⅰをみると、1980年に比べて2019年は〔 ㉠ 〕ことから、女性の労働環境は改善されてきたといえると思います。しかし、資料Ⅲからは課題もみえてきます。



たしかに、資料Ⅰ～Ⅲをみると、男性より女性は〔 ㉡ 〕という課題がありますね。

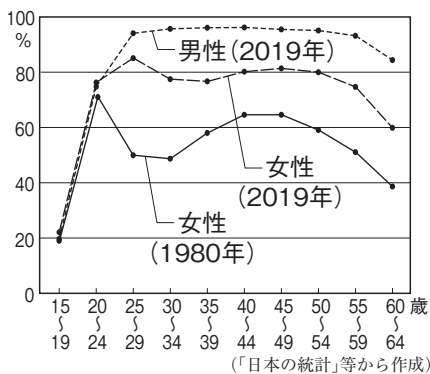


そうですね。女性の労働環境をさらに整えるには、賃金の課題を解決する必要があります。

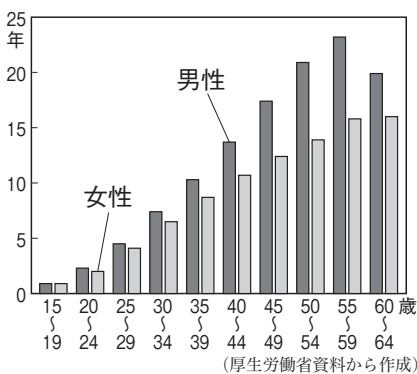
問1 資料Ⅰは、2019年の男女別年齢階級別の労働力人口割合と、1980年の女性の年齢階級別の労働力人口割合を示している。会話文の〔 ㉠ 〕にあてはまる内容を、資料Ⅰから読み取って、「割合」の語句を使って書け。
〔 _____ こと〕

問2 資料Ⅱは2019年における男女ごとの年齢階級別の正社員の勤続年数の平均を示しており、資料Ⅲは2019年における男女ごとの年齢階級別の正社員の賃金の平均を示している。会話文の〔 ㉡ 〕にあてはまる、資料Ⅲからわかる女性の労働環境を整えていく上での課題を、資料Ⅰ、Ⅱから読み取れることを関連づけ、「労働力人口」と「勤続年数」の語句を使って書け。
〔 _____ という課題〕

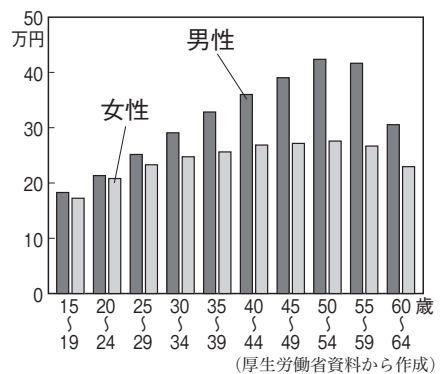
〈資料Ⅰ〉



〈資料Ⅱ〉



〈資料Ⅲ〉



ポイント

資料を読解してそれをもとに記述する問題では、問題文・指定語句をみて、答えを予測してから資料を分析することが有効である。複数の資料を読解する場合は、関連性も考える。

- (1) **出題パターン**の問1を例に考える…美香さんの「…女性の労働環境は改善されてきたといえる」より、改善されてきたことがらを、資料Ⅰから読み取ればよいとわかる。また、指定語句の「割合」より、解答は割合の変化にかかわることであると予測する。
- (2) **出題パターン**の問2を例に考える…先生の「…賃金の課題を解決する必要があります」より、資料Ⅲから女性の賃金についての課題を読み取ればよいとわかる。また、指定語句の「労働力人口」と「勤続年数」より、資料Ⅲの課題とのかかわりを、資料Ⅰ、Ⅱをそれぞれ読み取って答えるかと予測する。

練習問題

【目標時間】
各大設問 7分

- 1 下の会話文は、^{まさこ}雅子さんと^{ゆうすけ}雄介さんが「新しい人権」について調べ、会話した内容の一部である。会話文を読み、各問に答えよ。

〈会話文〉

雅子：新しい人権が主張されるようになった背景には、経済成長にともなう①環境破壊や生活環境の悪化、情報社会の進展などの社会の変化や、人々の人権に対する意識の高まりがあります。

雄介：新しい人権は憲法に直接の規定はありませんが、近年、②新しい人権を実質的に保障するための法律や制度が導入されてきました。

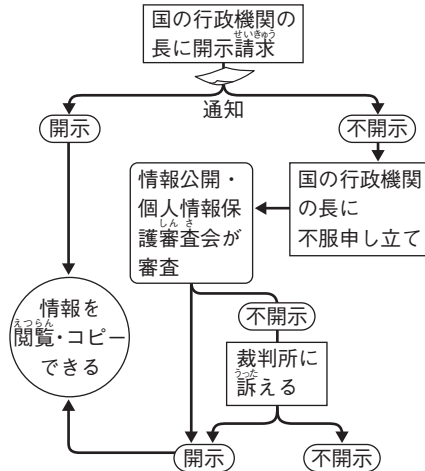
雅子：新しい人権が主張されるようになるとともに、その権利の保障をめぐって③裁判で争われる例もみられます。

- ★問1 下線部①について、現在、大規模な開発を行う場合には、環境アセスメントを行うことになっている。環境アセスメントとは何か、「事前に」の語句を使って書け。

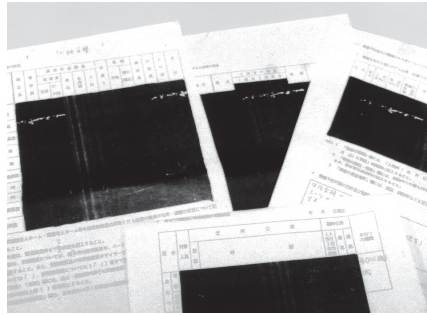
[

- ★問2 下線部②について、資料Ⅰは国の情報公開制度のしくみを示している。また、資料Ⅱは国に情報公開を求めて公開された文書である。資料Ⅰのように「不開示」と決定されたり、資料Ⅱのように文書がところどころ黒くぬりつぶされたりするのは、だれのどのような権利を守るためか、新しい人権とのかかわりで書け。

〈資料Ⅰ〉国の情報公開制度



〈資料Ⅱ〉公開された文書



[

- ★問3 下線部③について、資料Ⅲはある裁判の判決である。資料Ⅲの下線部のように、医師は治療法などについて患者に十分に説明する義務をもち、患者の同意を得るべきだと考えられている。このような同意を何というか、カタカナで書け。

[

〈資料Ⅲ〉

宗教上の理由から輸血を拒否していた人が、手術前にその意思を病院に伝えていたにもかかわらず、「無断で輸血され精神的な苦痛を受けた」として損害賠償を求めた。高等裁判所は、「輸血以外に救命手段がなければ輸血するという治療方針を患者に説明し、手術に同意するかどうかを患者が選択する権利を尊重すべきであった」として自己決定権を認め、損害賠償請求を認めた。

2

下の会話は、優子さんと太郎さんが、日本の選挙制度について会話した内容の一部である。会話を読み、各問に答えよ。



優子

現在、日本の選挙は普通選挙、平等選挙、直接選挙、秘密選挙の4原則に基づいて行われているけれど、昔はそうではなかったよね。



太郎

うん。一定以上の税金を納めた25歳以上の男子にしか選挙権がない時期や、普通選挙制が導入されても女子には選挙権がない時期もあったよ。



優子

ここに明治時代に衆議院議員総選挙で使用された投票用紙(資料Ⅰ)と2009年の衆議院議員総選挙で使用された投票用紙(資料Ⅱ)があるのだけれど、資料Ⅰと比べると、資料Ⅱの投票用紙では、〔㊦〕を記入しなくなっているよ。



太郎

そうだね。多くの人々の努力によって現在の選挙制度ができて、今では18歳以上の国民はだれでも投票できるわけだけど、近年、投票率は低下傾向にあるよね。投票に行かないと、ぼくたちにとって重要なことが、一部の人たちの意見で決められてしまうかもしれない。



優子

うん。資料Ⅲは、2021年の日本の年代別人口を示し、資料Ⅳは、2014年以降3回の衆議院議員総選挙の年代別投票率の推移を示したものだけれど、選挙権をもつ他の世代に比べて、20歳代の若い世代は〔㊧〕から、若い世代の意見が政治に反映されにくくなっていると考えられるね。



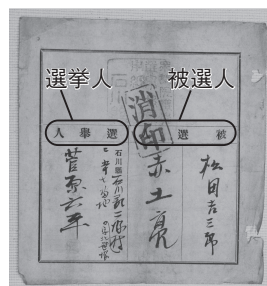
太郎

なるほどね。ぼくたちも投票できる年齢になったら、自分たちの意見を政治に反映させるために、必ず投票に行くようにしないといけないな。

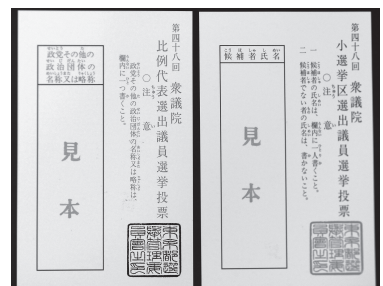
★問1 会話文の〔㊦〕にあてはまる内容を、資料Ⅰ、Ⅱから読み取れることに関連づけて、下線部の選挙の4原則から一つを使って書け。

〔
を記入しなくなっている〕

〈資料Ⅰ〉



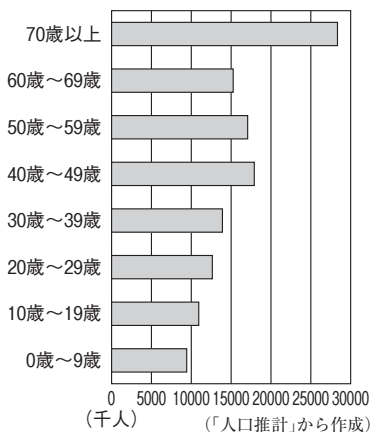
〈資料Ⅱ〉



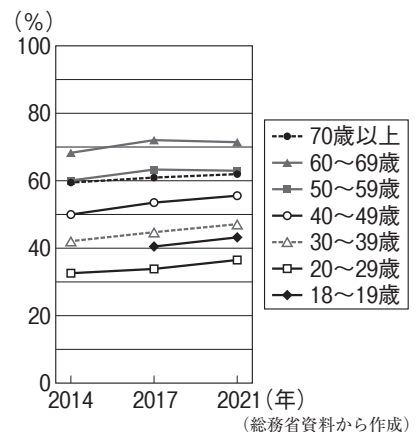
★問2 会話文の〔㊧〕にあてはまる内容を、資料Ⅲ、Ⅳから読み取れることに関連づけて、「人口」と「投票率」の語句を使って書け。

〔若い世代は
から〕

〈資料Ⅲ〉



〈資料Ⅳ〉



3

下の会話文は、先生と美香さんと満男さんが、日本の裁判のしくみについて会話した内容の一部である。会話文を読み、各問に答えよ。



裁判は古くから行われており、江戸時代には①幕府が定めた決まりに従って、奉行所の役人が裁いていました。近代的な裁判制度が導入されたのは、明治時代のことです。



大日本帝国憲法が公布され、司法権は裁判所が担うことになったのですね。でも、大日本帝国憲法では、司法権が完全に独立していたわけではないのですね。



そうです。②大日本帝国憲法の下での裁判は、主権をもつ()の名において行われていたのです。第二次世界大戦後、民主的な日本国憲法が公布され、国民に公正な裁判を受ける権利が保障されました。



裁判を受けるのは国民の権利なのですね。罪を決めるのが裁判とと思っていましたが、それだけではないのですね。



裁判は、国民の権利と自由を守るためにあります。③裁判には、刑事裁判と民事裁判があり、どちらも裁判官に判定してもらうことができます。

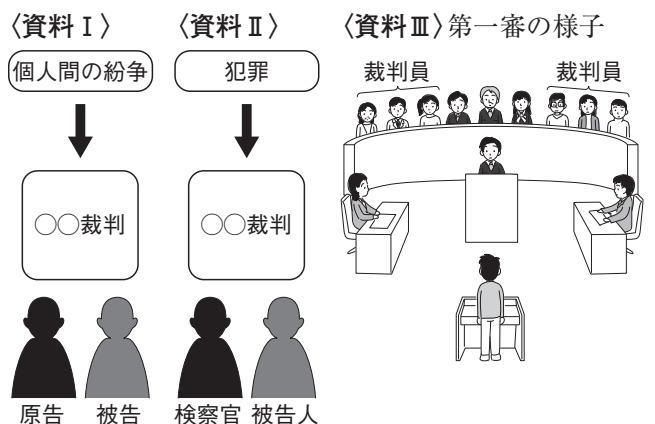
問1 下線部①について、下の□内は、美香さんがまとめたものである。①、㊦の()にあてはまるものを一つずつ選び、記号を書け。 ①[] ㊦[]

18世紀前半、①(あ 天保, い 享保, う 寛政)の改革を進めていた8代将軍徳川吉宗の命令によって、裁判の基準が定められた。これを㊦(え 武家諸法度, お 御成敗式目, か 公事方御定書)という。ただし、その内容は一般には公開されていなかった。

問2 下線部②の()にあてはまる語句を次の1～4から一つ選び、番号を書け。 []

- 1 内閣 2 軍
- 3 天皇 4 臣民(国民)

★問3 下線部③について、右の資料Ⅰ～Ⅲは刑事裁判・民事裁判のいずれかの様子を示している。資料Ⅱ、Ⅲが刑事裁判を示しているとわかる理由を「犯罪」と「参加」の語句を使って書け。



[]

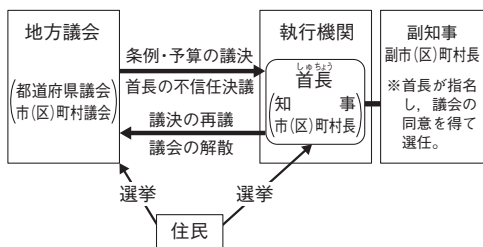
4

下の会話文は、晴翔さんと咲良さんが「身近に学ぶことができる政治」をテーマに学習した際に、資料をもとに会話した内容の一部である。会話文を読み、各問に答えよ。

晴翔：地方自治は民主主義の学校といわれているけれど、なぜだろう。
 咲良：資料Ⅰには国との関わりとは違う点がある。資料Ⅱも含めると、〔 A 〕が理由じゃないかな。
 晴翔：地方公共団体の運営について、資料Ⅲと資料Ⅳをみつけたよ。資料Ⅲの地方債について、資料Ⅳをみると〔 B 〕ことから、将来財政が破綻することも考えられるね。
 咲良：こんな状態なのに、日本は外国よりも若者の政治への関心が低いといわれているね。
 晴翔：今ある政党の考えと有権者が望むことが合っていないんじゃないかな？ 支持政党をもたない人などが増えているけど、これからはそれをどう変えていくかを考えないといけないね。

★問1 会話文の〔 A 〕にあてはまる内容を、資料Ⅰ、Ⅱから読み取り、「議員だけでなく」という書き出しで、「直接請求権」の語句を使って書け。

〈資料Ⅰ〉地方自治



〈資料Ⅱ〉住民の直接請求権

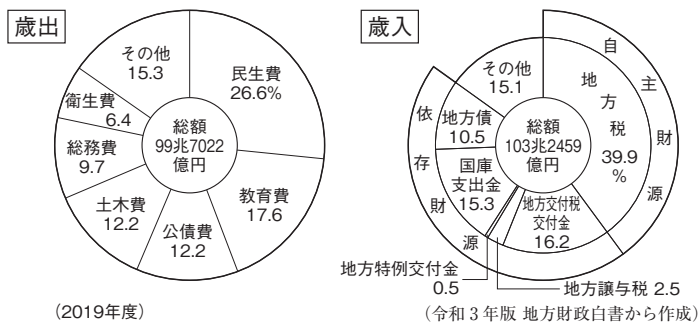
請求内容	必要な署名	請求先
条例の制定・改廃	有権者の1/50以上	首長
事務の監査		監査委員
議会の解散	有権者の1/3以上*	選挙管理委員会
議員・首長の解職		首長
主要な職員解職		

※原則

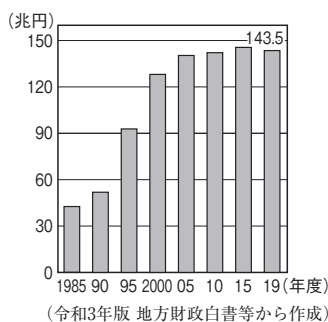
〔議員だけでなく〕 〔理由〕

★問2 会話文の〔 B 〕にあてはまる内容を、資料Ⅲ、Ⅳから読み取り、「自主財源」の語句を使って書け。

〈資料Ⅲ〉地方財政の歳出と歳入



〈資料Ⅳ〉地方債現在高



〔 〕 〔ことから〕

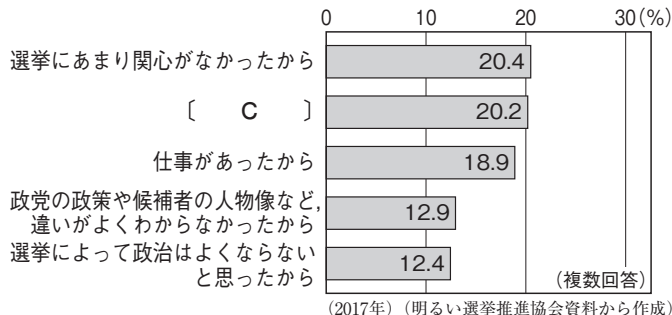
★問3 会話文の下線部について、資料Ⅴの a, b は「関心がある」「関心がない」のいずれかである。「関心がある」にあてはまるものを選び、記号を書け。また、会話文の内容から、資料Ⅵの〔 C 〕にあてはまると思われる内容を、「候補者や政党」の語句を使って書け。

〈資料Ⅴ〉政治に対する若者の関心度

国	関心がある (%)	関心がない (%)
日本	a 43.5%	b 47.0
ドイツ	70.6	27.5
韓国	53.8	37.6
アメリカ合衆国	64.9	29.4
イギリス	58.9	36.4

内容〔

〈資料Ⅵ〉投票に行かなかった理由



記号〔 〕